

## 論文の内容の要旨

### 論文題目 ヴァイマル共和国における監獄改革・犯罪生物学・釈放者扶助

氏名 佐藤公紀

本論は、19世紀後半のドイツにおいて現れた「犯罪の医療化」という過程を、ヴァイマル共和国における監獄改革、犯罪生物学、釈放者扶助という犯罪と刑罰に関わる領域のなかに跡づけることを課題とするものである。本論は、「犯罪の医療化」を、社会防衛を目的として、医療的な介入によって犯罪の予防と撲滅を目指す思想と実践の複合的な過程と定義し、それによって引き起こされた監獄、犯罪学、釈放者扶助の領域における現象をそれぞれ「刑罰の教育化」、「犯罪原因の病理学化」、「扶助の刑罰化」（後述）と名付けている。方法論的には、ドイツ史家デートレフ・ポイカートの「社会的規律化」論を参照し、それを「上から下への、合理的科学に基づいた、近代的思考の貫徹」として定式化した上で、次のような問いを立てた。すなわち、第一に「刑罰の教育化」は「上から下へ」の統制という過程で捉えることができるのだろうか。第二に「犯罪原因の病理学化」は「合理性に基づいた」犯罪学を生み出し、監獄のなかで用いられたのだろうか。第三に「扶助の刑罰化」はそれが実践に移される際に「近代的思考の貫徹」という形で特徴づけることができるだろうか、という問いである。そしてこの問いに答えるために、専門知識を有し政策決定に直接関与する「専門家」と、現場でクライアントと直接相対し、現場での強い裁量権をもつ「専門的職業従事者」とを分け、後者の視点に立脚して「犯罪の医療化」の具体的な検討を目指す。

(1)まず第一章第一節では、帝政期における犯罪状況や監獄制度を概観し、クレペリンやリストによって論じられた刑法改革の含意を検討する。リストやクレペリンによって主導された刑法改革運動によって、主体による「悪行」としての犯罪から、素質や環境といった非主体的要因によって決定された行為としての犯罪へと犯罪概念が変容し、これにともなって刑罰の内実も変化していくことになった。刑罰は、もは

や害悪に対する応報・「懲らしめ」ではなく、社会防衛のための一手段として理解され、犯罪者を社会にとって「有益な人間」へと教育することを課題とするようになった。本論では、このような応報刑から教育刑への刑罰の意味変容を「刑罰の教育化」と特徴づけている。

次に第二節では、ロンブローゾの「生来性犯罪者」の議論が、ドイツ精神医学のなかで受容されていく過程を検討する。精神科医たちは、「生来性犯罪者」は(遺伝のために)それ自体として存在するのか、環境が犯罪者を生み出すのかという問題を議論し、そのなかでクレペリンは精神医学の観点から「生来性犯罪者」概念を解釈し、アシャッフエンブルクは環境に対する素質の相互反応の結果としての犯罪者という解釈を提示した。このようにして精神科医たちは「生来性犯罪者」の概念を精緻化し、犯罪の原因を生物学的・病理学的観点から究明しようとしていった。このような展開を本論では「犯罪原因の病理学化」を呼んでいる。

最後に第三節では、「神の恩寵」という理念に立脚するキリスト教慈善団体による釈放者扶助が、帝政期に入り、同時代に進行中の「刑罰の教育化」と「犯罪原因の病理学化」に直面して、新しい扶助モデルを構築していく過程を論じる。同時代の犯罪学・刑法学の影響から、釈放者扶助は、犯罪の予防のための一つの手段として解され、共同体に「有用な人間」へと教育する刑罰の延長と理解されることになった。しかしその際、釈放者扶助団体は、犯罪が自由意志に基づく行為という伝統的な犯罪理解を保持したために、当時の刑法学や犯罪学のなかで問題化されていた「職業犯罪者」、「常習犯罪者」、「精神劣等者」の扶助からの排除を主張しながらも、犯罪者の自由意志による「過ち」を「赦す」行為という従来の扶助の理念も手放さなかった。扶助を犯罪予防の手段とする扶助モデルの構築を「扶助の刑罰化」として捉えるなら、帝政期の釈放者扶助は、刑法学や犯罪学で論じられていたモデルを完全に受容したのではなく、従来の扶助理念との折り合いをつけながら新しい理念を受容するという、独特の過程を示したといえるだろう。

(2)第二章では、教育刑の理念、1923年原則やプロイセン州業務執行規則(DVO)による教育刑の制度化、そしてベルリン・シュパンダウ監獄における実際の受刑者処遇の検討をとおして、ヴァイマル期における監獄改革の現実の一端を照射する。そして、ポイカートの「社会的規律化」論での「上から下への規律化」の方向性の問題を、ヴァイマル期の監獄改革という具体的な事例に即して検討する。19世紀後半から台頭した教育刑の理念は、1923年原則の成立をもって全国レベルで制度化された。この点において、ヴァイマル期の監獄制度改革は、制度のレベルでは「刑罰の教育化」を確立したといえる。しかしそれを実際に各州に導入する際には不十分な改革しか行われなかった。各州、とりわけプロイセン州のDVOには応報刑罰的要素の残存が確認でき、段階行刑も体系的な形で導入されなかったのである。また、こうした不十分な改革は、実際の受刑者処遇の場での刑務官の意識のなかにも反映されていた。

「専門的職業従事者」の観点から見ると、現場の刑務官たちは旧来的な応報的懲罰観をもって、受刑者の教育的処遇に従事しつつ、所内の規律の維持に腐心したといえる。刑務官たちは、教育刑という新しい処遇の思想に対して抵抗感を示す一方、旧来の応報的刑罰観を信奉し、それに基づいて処遇を実践していった。こうした点を見た場合、ヴァイマル期における「刑罰の教育化」の過程は、理念、制度、実践という各層における「上から下への浸透」という一方的な過程で把握することはできない。む

しるそれは、教育刑という理念が制度へ反映される場面、そして、教育刑に基づいて実際に受刑者処遇が行われる場面において、浸透の度合いに差があったことを示している。

(3) 第三章で問題としたのは、ヴァイマル期における犯罪生物学の発展と、犯罪生物学の学問としての合理性・科学的整合性である。そして、「教育可能者」と「教育不可能者」を区分する「学」を自認するバイエルン州の犯罪生物学に対して、当時においても批判や異論が存在していた点を指摘する。プロイセン州における犯罪生物学鑑定では、「極度教育困難者」の認定に際して、受刑者の犯罪生物学鑑定にあたった監獄医の実践は、矛盾や曖昧さに満ちているものであった。彼らの鑑定記録からは、医師の恣意によって「教育可能性」の評価がなされていることが読み取れる。これは、犯罪生物学の科学的な「合理性」の限界を示すものであったといえる。「専門的職業従事者」たる監獄医の実践において、こうした科学的整合性の限界が存在したことが意味するのは、19世紀後半以来持続してきた「犯罪原因の病理学化」の過程がヴァイマル期において科学的な「合理性」を確立することはできなかった、ということである。

したがって、世界恐慌期に「合理的な科学」を基盤とした『『価値の低い者』を犠牲にした『価値ある者』の選別というパラダイム』が支配的となったというポイカートの見立てに対し、そのなかにおいても様々な矛盾や内在的困難を抱え込んでおり多様な議論を内包していた、という論点を対置することができる。確かに「教育可能者への配慮」と「教育不可能者の排除」は近代行刑制度の表裏をなしており、ヴァイマル末期に後者の傾向が強まっていくこととなるが、そこではあらゆる言説が『『浄化』の言説』へと収斂したわけではなく、むしろ答えを求めて批判や異論が噴出し、多様な言説が生み出されていったのである。

(4) 第四章で分析されるのは、ヴァイマル期における釈放者扶助の構造と扶助対象者をめぐる言説である。ヴァイマル期の釈放者扶助では、扶助は刑罰の一種であり、教育行刑の一部として理解されるに至る。さらには強制収容をも扶助の延長にあるものとして把握されることになる。こうしたプロセスは、扶助を犯罪予防の一手段とする「扶助の刑罰化」の過程として解釈することができる。また、扶助対象者は学問的議論の対象となり、「職業犯罪者」、「精神劣等者」、「自助可能な釈放者」といったカテゴリーに分類されることになる。その際、「職業犯罪者」と「精神劣等者」は扶助に値しないという論理によって、扶助から排除されることになる。世界恐慌に入ると「自助」が扶助の条件として浮上してくる。そこで扶助は「自助への援助」でしかなく、その自助は「改善の意志のある者」のみが実行可能であるため、自助可能な「改善の意志のある者」が扶助にふさわしいとされたのであった。しかしまたその際に検討されたのは、「自助への意志」がキリスト教の理念に由来する「自由意志」に基づくものであるとする、伝統的扶助組織に属する論者の議論であった。伝統的な扶助団体は、「自助への意志」をそのように位置づけることで、「近代的扶助」と折り合いをつけ、その活動が拠って立ってきた理念を保持することができたのである。ここから導かれるのは、「扶助の刑罰化」は、従来の伝統的な扶助理念を放逐・解体したということではない、ということである。「職業犯罪者」や「精神劣等者」といった「改善不能者」の排除と、「自助可能な釈放者」などの「改善可能者」の改善といった当時の犯罪学の議論を援用しながらも、「自助可能な釈

放者」の根底に見出される「意志」がキリスト教に由来するものとみなすことで、自らの宗教的正当性をも保持するという、独特の受容過程を見ることができるのである。

「専門的職業従事者」という観点からは、「専門家」としての刑法学者と「専門的職業従事者」である扶助従事者の間の意見の相違は、少なくとも扶助対象者をめぐる議論のなかでは見られなかった。彼らとともに「近代的扶助」の重要性を認識し、扶助対象者の定義の確度を高めるための知的切磋琢磨を行っていったのである。ただし、ライン・ヴェストファーレン監獄協会などの伝統的扶助団体に属する扶助従事者たちは、「近代的扶助」の理念を受容しながらも、従来の伝統的な扶助理念との折り合いをつけていく努力を必要としたといえる。

こうした過程は、ポイカートが見た、世界恐慌下の青少年扶助における「浄化」「選別」の言説の支配という「近代的思考の貫徹」というテーゼに対して、一つの反証を提供することになる。すなわち、釈放者扶助においては、「近代的扶助」の言説の全面化・貫徹によって危機が出来たというよりも、「近代的扶助」と伝統的扶助の言説が相互補完的に機能し、それらがともに世界恐慌下における「排除」の論理を構成したといえるのである。

以上の行論から導かれた監獄改革、犯罪生物学、釈放者扶助における前近代的要素の残存、合理性の矛盾、近代的要素と前近代的要素の共存という事実が示すのは、「犯罪の医療化」の複合的な過程であり、それは「上から下への、合理的科学に基づいた、近代的思考の貫徹」という単純な近代化モデルでは説明できない。こうした複合的な過程は、「上から」の近代化の圧力と、現場での刑務官、監獄医、扶助従事者ら「専門的職業従事者」というアクターらの独自の行動との相互作用によって形作られていったのである。